

上市町義務教育学校整備事業
実施方針及び要求水準書(案)に関する個別対話結果

令和8年7月30日

上市町

上市町義務教育学校整備事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所	民間事業者からの確認内容	回答
1	電波障害対策業務費用負担	実施方針	P5	対策工事費の算出が不可	原案どおりとします。
2	付帯事業について	実施方針・要求水準書(案)	P6ほか	・実施できる内容について ・期待されている内容について ・評価について ・跡地活用について	・実施できる内容について:放課後事業については、学校開放施設の運営業務として実施することを想定しており、付帯事業とは異なるものと考えています。民間事業者にて放課後子ども教室推進事業等を実施する提案を期待しています。 ・期待されている内容について:事業予定地内については、一例としては、図書館と親和性の高いカフェ等が想定されますが、事業者による提案をを期待しています。小学校跡地やその他の自主提案については、事業者の提案を期待します。 ・評価について:加点の考え方等については、入札公告時に落札者決定基準(案)にて提示します。 ・跡地活用について:旧白萩小学校体育館の活用については、町がプロポーザルにて別途募集した経緯があります。今後も、町でも活用方法を検討する可能性はありますが、本事業における活用と重複がないよう配慮します。
3	自主提案・付帯事業において町が期待する事業内容について	実施方針(案)／要求水準書(案)	実施方針(案)第1章 第1節 10 付帯施設(付帯事業)／要求水準書(案)地域開放施設運営業務	付帯施設・付帯事業及び自主提案について、町として民間事業者に特に期待している事業内容、サービス分野、対象利用者、活用を想定する施設・跡地等があれば確認したい。あわせて、提案審査上の評価対象となる範囲、加点の考え方、独立採算事業として求める収支成立性、町による行政支援・協力の範囲について確認させてください。	・事業予定地内については、一例としては、図書館と親和性の高いカフェ等が想定されますが、事業者による提案を期待しています。小学校跡地やその他の自主提案については、事業者の提案を期待します。 ・加点の考え方等については、入札公告時に落札者決定基準(案)にて提示します。 ・付帯事業について、町による支援は想定していません。ただし、上市町行政財産の使用料に関する条例第4条の規定を適用できる場合(例:施設使用者の福利厚生にも資する食堂、売店等の運営等)は、使用料を減免できる場合があります。

上市町義務教育学校整備事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所	民間事業者からの確認内容	回答
4	DBO方式とPFI方式が混在していることによる支払条件の確認について	実施方針(案)／要求水準書(案)	実施方針(案)第1章 第1節 11 事業者の収入等、要求水準書(案)第1章 第1節 5 事業者の収入等	本事業では、設計・建設・工事監理業務の対価について、一時的及び定期的に支払うとされている一方、PFI手法となる場合には一時金に加えて割賦払いを想定する旨の回答も示されています。一般的にDBO方式では公共側が資金調達を行い、PFI方式では民間側が資金調達を行うものと理解していますが、本事業における施設整備費の支払方法、一時金・年度払い・引渡時払い・割賦払いの考え方、民間資金調達の要否及び金利・資金調達コストの取扱いについて確認させてください。	施設整備費の支払い方法は、以下を想定していますが、詳細は、入札公告時に提示します。なお、建中時の借入有無は、事業者の提案によるものとします。 設計費:完成払い(基本設計完了時及び実施設計完了時) 工事監理費及び建設費(解体費を含む):年度払い及び引渡時払い なお、前金払は予定していません。
5	サービス対価	実施方針	P7	建設・工事監理業務の対価の支払い方法を確認させてください。	基本設計・実施設計それぞれ完了時に全額を支払うことを予定しています。工事監理費及び建設費(解体費を含む)は、年度払い及び引渡時払いを予定しています。詳細は、入札公告時に提示します。なお、前金払は予定していません。
6	維持管理運営の対価	実施方針	P7 11-イ	サービス対価の物価上昇に伴う変動の有無の確認	物価指数を用い、前回改定年度の前年(初回の改定時に対しては入札公告を行った年)の指数の平均値と比較して 3.0%を超える差が生じた場合に、次年度分のサービスの対価の改定を行うことを想定しています。改定の対象には、修繕費を含むことを想定しています。また、採用する物価指数として、「消費税を除く企業向けサービス価格指数」(日本銀行調査統計局)等を想定しています。詳細は、入札公告時に提示します。 物価等が著しく変動した場合は、協議に応じることを想定していますが、詳細は、入札公告時に提示します。
7	物価・労務費上昇時のサービス対価改定	実施方針	P7 サービス対価	維持管理・運営対価の改定基準日、改定頻度、採用予定の指数、業務別・費目別の改定単位を確認させてください。清掃、警備、用務、図書館、給食、修繕資材等の労務費・材料費・最低賃金・社会保険料等が急変した場合の協議条項や臨時改定の可否も確認させてください。 ※修繕実務費として計上する55,125千円(税別)に対する物価変動の反映も含めて確認させてください。	物価指数を用い、前回改定年度の前年(初回の改定時に対しては入札公告を行った年)の指数の平均値と比較して 3.0%を超える差が生じた場合に、次年度分のサービスの対価の改定を行うことを想定しています。改定の対象には、修繕費を含むことを想定しています。また、採用する物価指数として、「消費税を除く企業向けサービス価格指数」(日本銀行調査統計局)等を想定しています。詳細は、入札公告時に提示します。 物価等が著しく変動した場合は、協議に応じることを想定していますが、詳細は、入札公告時に提示します。

上市町義務教育学校整備事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所	民間事業者からの確認内容	回答
8	事業契約2分割(議会議決2回構成)の趣旨	実施方針	P8(第1章第1節 13. 事業スケジュール)／P27(第8章第2節 議会の議決)／P24(第6章第4節 当事者の責めに帰すことのできない事由による事業継続困難時の措置)	事業契約を①設計＋1期建設業務(令和9年9月議決)と②2期・3期建設業務＋維持管理・運営業務(令和13年6月議決)の2本に分割したご趣旨について確認させてください。	1期建設業務と2期・3期建設業務の契約を分けたのは、国庫補助金申請の関係によるものです。 なお、維持管理・運営業務については、1期工事とあわせて契約を締結する方向で、実施方針を修正します。
9	SPC設立	実施方針	P164	SPC設立要否を確認したい。また、設立場所について、富山県内での設立を許容していただきたいです。	SPC設立は必須です。 SPCは法人税収入等の観点から上市町内に設立することが望ましいですが、事業費の抑制等で効果が見込める場合は富山県内での設立を認めます。
10	任意の付帯施設・付帯事業提案の審査上の扱い	実施方針、要求水準書(案)	実施方針 P18「提案審査」、資料1 P34注、要求水準書(案) P6-7・P98「付帯施設(任意)」	付帯事業の有無が評価点に与える影響、無提案の場合の不利益の有無、評価対象となる場合の配点・評価項目・本体サービス対価との区分を確認させてください。	ご意見を踏まえて、その影響が過大とならないよう、配慮します。詳細は、入札公告時に落札者決定基準(案)にて提示します。 付帯事業は独立採算にて実施することを前提としており、本事業のサービス対価には影響しないものと考えます。
11	提案履行確認	実施方針	P194	提案履行確認の方法を確認させてください。	事業者から提出される報告書等をもとに、町はモニタリングを行うことを想定していますが、追加で必要な資料提出を依頼する場合があります。ペナルティの考え方を含め、モニタリング方法の詳細は、入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。

上市町義務教育学校整備事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所	民間事業者からの確認内容	回答
12	道路拡幅工事のスケジュールについて	実施方針	P21 第4章 第1節	現地説明会時でもご説明があったかと存じますが、念の為、各接道道路幅員の確認申請及び工事スケジュールを確認させて下さい。	工事スケジュールは次のとおりです。 令和8年度 全体の測量設計、北側道路改良 令和9年度 東側道路改良 令和10年度 南側道路改良 令和8年度の設計図面は、令和8年7月下旬ごろに公表を予定しています。令和9年度、令和10年度分については、各年度途中にて提示予定です。ただし、概ねの整備方針については、既に要求水準書閲覧資料4にて公表しておりますので、ご参照願います。ただし、「閲覧資料04_周辺道路整備設計図」の「A-A断面」の敷地側側溝は土水路に変更となり、放流先は西側道路になります。事業予定地内の側溝については、本事業にて整備ください。 乗り入れ箇所等の道路工事との調整については、手戻りがないよう、本事業の設計段階において、協議・調整をお願い致します。
13	物価変動	実施方針	P31	物価変動スライド種類について、全体スライドに加えて、インフレスライド、単品スライドを契約書に盛り込んでいただきたいです。	ご意見として承ります。
14	計画変更	実施方針資料1	P32 No51	町が発案した軽微な変更の手戻り業務時の費用負担について、変更時期により費用が発生するため確認させてください。	原案どおりとしますが、施設完成直前の対応要請は控えるなど、変更時期については、事業者と協議します。
15	リスク分担	実施方針資料1	P33 No65	配食数減のリスクについて、児童生徒数の減少による給食数の減少に伴う運営業務自体の収益の増減リスクは、事業者となっていますが、サービス対価の減は行われないものと理解してよろしいでしょうか。また、配食数に応じた費用変動はありえますか。	児童生徒数の減少により、運営業務内容を変更し、運営業務に係る費用が減少する場合、町及び事業者は、協議により合理的な範囲内でサービスの対価を変更することができることを想定しています。配食数に応じた費用変動については、検討し、入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
16	リスク分担	実施方針資料1	P33 No76	技術革新リスクについて、図書館情報システムの更新は、要求水準書に記載のある情報システムを、事業期間中に1回更新するという理解でよろしいでしょうか。	本施設の供用開始段階での更新1回を想定しています。

上市町義務教育学校整備事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所	民間事業者からの確認内容	回答
17	リスク分担	実施方針資料1	P33 No78	運営中の事故リスクについて、一般利用による利用者の事故リスクは、どのような事故を想定していますか。	事業者が遂行する運営業務における管理不備があった場合等を想定していますが、発生した事象によるため、事業契約書(案)に基づき判断することになります。
18	リスク分担	実施方針	P33 No84	施設譲渡リスクについて、事業終了時に、(事業範囲外となる)大規模修繕・更新を除き、施設機能を維持した状態で、引継ぎを行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	物価指数基準日について	実施方針(案)に関する質問への回答	No.60	維持管理期間中の物価指数の基準日は、施設整備の基準日(入札公告日)と同じと理解してよろしいでしょうか。	初回の改定の基準日については、お見込みのとおりです。詳細は、入札公告時に提示します。
20	給食業務、図書館運営業務等について	実施方針(案)に関する質問への回答	No.54	事業者意見のNo.54について、実施方針の回答では、誓約書を提出することで一部企業が別グループへの参加を認めると回答ありますが、図書館運営や給食の運営業務はノウハウが必要な業務であり、参画できる企業が限られる可能性があります。参加企業の差別化が難しくなるほか特定の企業のみが複数のグループに参加した場合、事業のコストコントロールが難しくなります。また、誓約書を提出することでもコスト増の抑制には繋がらないと考えられるため、これらの専門的な業務は事業から外して委託事業とすることを希望します。	原案どおり、給食調理業務及び学校図書館・こども図書館・町立図書館運営業務は本事業に含むものとします。なお、令和8年6月に修正公表した実施方針にて、情報管理に関する誓約書の提出を条件とし、複数の入札参加者の協力企業となることができる者としては、「運営業務を行う者のうち、学校図書館・こども図書館・町立図書館運営業務を実施する協力企業として本事業に参加しようとする者」としております。

上市町義務教育学校整備事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所	民間事業者からの確認内容	回答
21	不可抗力	実施方針(案)に関する質問への回答	No.62	不可抗力での負担(質疑回答No.62)について、合意できない場合の負担は難しいため、確認させてください。	実施方針(案)に関する質問への回答No62のとおり、原則として、協議により必要な費用負担等を決定することを想定しています。ただし、協議により対策等について合意ができない場合には、設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額又は年間の維持管理費・運営費等に相当する金額の1%相当額までは事業者が負担し、残額を町が負担することを想定しています。なお、町は真摯に協議に応じるものとします。詳細は、入札公告時に提示します。
22	事業用定期借地権設定契約について	実施方針(案)に関する意見への回答	No.6	付帯事業について、事業用定期借地権設定契約の契約先をSPCとされると、事業者の撤退等、SPCにおける事業リスクが大きくなり参加できない可能性があります。リスクヘッジの観点からも町と付帯事業者との直接契約をお認めいただけないでしょうか。	現時点では、事業用定期借地権設定契約の契約の相手方は、SPCでなく、付帯事業を実施する民間企業とすることを想定しています。詳細は、入札公告時に提示します。
23	設計に関する業務	実施方針(案)に関する意見への回答	No.39	設計監理費は、物価変動の改定対象となりますか。	設計業務については、事業契約締結後、速やかに業務履行開始となることから、物価変動によるサービス対価改定の対象とすることは想定していません。監理業務については、建設業務に含むものとして物価変動によるサービス対価改定の対象とすることを想定しています。
24	修繕・更新・大規模修繕の業務境界	要求水準書(案)	P6・P71・P82「修繕業務」	経常修繕、計画修繕、更新、大規模修繕の具体的な境界について、金額上限、部位、周期、設備単位の判断基準を確認させてください。空調、昇降機、厨房機器、警備設備、図書館情報システム等の更新・主要部品交換、町が直接実施する大規模修繕中の運営停止、費用精算、サービス水準判定の扱いも確認させてください。	事業期間中に大規模修繕が発生することは想定していません。なお、機器、配管、配線の全面的な更新を行う場合は、大規模修繕に該当し、本事業の対象外となります。

上市町義務教育学校整備事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所	民間事業者からの確認内容	回答
25	地元発注要件の緩和について	要求水準書(案)	P8 第1章 第1節 9 地元発注要件	設計・建設・工事監理業務に係る契約金額の20%以上、維持管理・運営業務に係る契約金額の30%以上を、上市町内企業への下請契約又は資材発注等により行うこととされていますが、当該割合を必達要件ではなく、事業者の提案・努力目標又は評価項目として取り扱うことは可能か確認させてください。また、対象企業の範囲を上市町内に限定せず、富山県内又は近隣自治体を含めるなど、地域経済貢献の趣旨を維持しつつ、実効性ある要件への緩和が可能か確認させてください。	本事業を通じた地元経済貢献への配慮を期待しているものであり、提案時に要件を達成できるよう創意工夫してください。 なお、対象企業の範囲を富山県内又は近隣自治体を含めることは考えておりません。 なお、上市町産材の木材を使用する場合、富山森林組合を通じた調達であったとしても、産地証明等を添付し、資材として町の経済に貢献できることが明らかであれば、認めるものとします。
26	地元経済貢献への配慮	要求水準書(案)	P8	地元発注について ・20%発注は必須でしょうか。 ・SPC設立は町内必須でしょうか。	設計・建設・工事監理業務については、本事業に係る発注金額の20%以上を、入札参加グループのうち上市町内に本店、支店、営業所等を有する企業、又は上市町内に本店、支店、営業所等を有する企業への下請契約又は資材発注により行ったことを、それぞれの契約書の写しとその集計表で確認します。維持管理・運営費についても同様です。SPCについては、法人税収入等の観点から上市町内に設立することが望ましいですが、事業費の抑制等で効果が見込める場合は富山県内での設立を認めます。
27	地元発注要件の緩和について	要求水準書(案)	P8	維持管理・運営業務において、町内企業に対する下請契約または町内に住所を有する者の雇用により生ずる給与等の支払額の総額を、契約金額の30%以上を確保するように行うこととする規定について、事業期間中にその要件が未達だった場合のペナルティについて確認させてください。	維持管理・運営業務については、事業期間を通じて町内企業に対する支払額等を契約金額の30%以上確保することを求めるものであり、外部要因等やむを得ない事情で未達になった場合において即座にペナルティを課すことは考えておりません。
28	地元発注要件	要求水準書(案)	P8	契約金額30%以上地域貢献を努力義務へと変更は可能でしょうか。	本事業を通じた地元経済貢献への配慮を期待しているものであり、本事業契約締結日以降に雇用する場合、その雇用に係る給与等の支給額も含めますので、提案時に要件を達成できるよう創意工夫してください。

上市町義務教育学校整備事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所	民間事業者からの確認内容	回答
29	地元発注要件	要求水準書(案)	P8	地元発注割合(30%以上)の基準について	本事業を通じた地元経済貢献への配慮を期待しているものであり、本事業契約締結日以降に雇用する場合、その雇用に係る給与等の支給額も含めますので、提案時に要件を達成できるよう創意工夫してください。
30	地元発注要件	要求水準書(案)	P8	地元発注割合について、上市町内企業への発注率及びモニタリング方法について確認させてください。	設計・建設・工事監理業務については、本事業に係る発注金額の20%以上を、入札参加グループのうち上市町内に本店、支店、営業所等を有する企業、又は上市町内に本店、支店、営業所等を有する企業への下請契約又は資材発注により行ったことを、それぞれの契約書の写しとその集計表で確認します。維持管理・運営費についても同様です。ご意見を踏まえ、要求水準書を一部修正します。
31	図書館のエリア分け	要求水準書(案)	P50 こども図書館	メディアスペースとこども図書館のエリア分けについて、機能融合とセキュリティの考え方をお聞かせください。	書架部分やカウンター、事務室などはこども図書館との共有、一体整備を想定していますが、児童生徒の学習空間であるメディアスペースとの間でセキュリティラインが必要と考えています。なお、ここでいうセキュリティラインとは、常時空間として仕切ることを想定しているものではなく、授業でメディアスペースを使用する際にはメディアスペース内に一般利用者が立ち入りできないような運用を想定しているものです。
32	12条点検について	要求水準書(案)	P70	建築について、12条点検の記載がありますが、必須でしょうか。	原案どおりとします。
33	修繕業務	要求水準書(案)	P77	予算を越えた場合の手続きについて	長期修繕計画は、毎年見直しを行う必要があります。予算を超過しないよう、町と適宜協議をお願いします。 大規模修繕は町が実施することを想定しています。 執行残額の返還は、事業期間終了時を予定しています。

上市町義務教育学校整備事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所	民間事業者からの確認内容	回答
34	学校開放施設の運営内容	要求水準書(案)	P88 学校開放施設の運営業務	学校開放施設の運営業務について、特に期待されることや、参考事例はございますでしょうか。	放課後の児童生徒の利用のほか、土日等も含め日常的に一般の利用が促される運営形態を望んでいます。また、特に長期休業中や土日等にはイベント開催など人が集まる工夫を望んでいます。
35	学校開放施設の運営業務における町や第三者が行う事業の内容について	要求水準書(案)	P88	令和8年4月時点の放課後事業想定(バス待ちキッズルーム、放課後子ども教室推進事業、地域未来塾、地域クラブ、総合スポーツクラブ)及び貴町またはその他の第三者による実施が想定されている事業について、その実施団体、事業実施に際し占有する施設の範囲、占有スケジュール、占有時間、事業者を求める支援内容等、具体的に確認させていただきます。	令和8年4月時点で平日に学校施設を利用して実施している放課後事業は次のとおりです。なお、現時点での情報であり、民間事業者にて放課後子ども教室推進事業等を実施する提案を期待しています。また、地域クラブについても義務教育学校供用後に施設を利用する可能性があり、調整が必要となる場合があります。 ・バス待ちキッズルーム 上市中央小学校(1室利用) 14時～15時 ・放課後子ども教室推進事業 上市中央小学校放課後学習室(1室利用) 14時～17時30分 宮川小学校放課後学習室(1室利用) 15時15分～17時30分 旧陽南小学校(1室利用) 15時30分～18時 ・地域未来塾 上市中学校(2室利用) 15時30分～17時45分
36	町立図書館運営業務について	要求水準書(案)	P92	町立図書館運営業務について、町立図書館以外のエリアの業務は含まれますか。	町立図書館の上階にある学習室の開錠・施錠を実施する必要があります。要求水準書を修正します。
37	蔵書の重複回避	要求水準書(案)	P92 開業準備	学校図書館とこども図書館での蔵書の重複を極力回避することについて、意見交換をお願いいたします。	学校図書分とこども図書館分で蔵書を区分するものではなく、一体的なものと考えています。
38	各図書館の在り方	要求水準書(案)	P92 学校図書館・こども図書館・町立図書館運営業務	学校・こども・町立の各図書館の在り方や関係性(高校生の取扱い等)について、意見交換をお願いいたします。また、町立図書館の児童書移転後のレイアウトは検討する必要がありますか。	基本的にこども図書館は乳幼児から中学生が主たる対象者と考えますが、高校生以上であっても絵本などの児童書へのニーズはあると思われます。ただし、こども図書館には一般書や教材用図書も蔵書することとなるかと思しますので、貸出には一定の制限も必要かと思われます。町立図書館の児童書移転後のレイアウトは、町にて検討・実施予定ですが、事業者による提案を妨げるものではありません。

上市町義務教育学校整備事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所	民間事業者からの確認内容	回答
39	維持管理費	要求水準書 (案)		維持管理費の予算規模について、仕様をすべて満たそうとすると、町が想定する予算の枠内を超過するおそれがあるため、次の点について確認させてください。 ・遠方停止制御の要件について、ZEB Orientedもあり、エネルギー管理システムを導入すると、自動制御のシステムが必要になると想定されます。維持管理費が上がるのが予想されますが、BEMSによる自動制御システムは必須でしょうか。 ・用務員配置は、2名以上配置となっていますが、常時でしょうか。 ・清掃範囲は、日常清掃は児童生徒で行うケースが多いですが、今回は日常清掃が含まれており、具体的にはどのような想定でしょうか。	予定価格は、入札公告時に提示予定です。ただし、内訳等は提示予定がありません。 ・BEMSは、必須ではなく、事業者の提案によるものとします。 ・用務員は2名以上の配置を必須としています。常時2名以上の趣旨ではなく、事業者の提案によるものとします。また、学校開放や人的警備を含め、効果的な人員配置について事業者による提案を期待します。なお、学校事務に係る用務員は、別途、町にて配置予定です。 ・日常清掃については、児童生徒だけでは手が行き届かない場所もあるため、トイレ等の共用部や開放対象諸室については、要求水準書に記載のとおり、清掃対象と考えています。
40	遺跡	資料6	移植対象樹木、遺跡、地中障害想定範囲図	資料6について、敷地内東側に「遺跡あり 2026年6月までに調査を実施」と記載がございますが、要求水準書 16頁には、「添付資料6 移植対象樹木、遺跡、地中障害想定範囲図」に示す遺跡上には建築物等を設置しないこと。」とございます。今回新築する校舎は、遺物箇所と重ならずに計画する必要がありますか。	既存体育館南側周辺で発見された遺構に関しては、当該周辺における校舎等の大規模な建築物の建設は不可としています。一方で、既存テニスコート南側で発見された遺物については、今年度から試掘調査を実施し、令和10年度の着工前に調査を終える予定としており、建設計画には支障のないものと考えております。
41	遺跡	資料6	移植対象樹木、遺跡、地中障害想定範囲図	第1期工事の着手前に、既存テニスコートについては解体・撤去を完了しておく必要があるとの理解でよろしいでしょうか。またその場合、遺物該当箇所と一部重なっておりますが、解体撤去については特段問題ございませんでしょうか。	解体・撤去の着手可能日は令和11年度以降となります。既存テニスコート南側で発見された遺物については、今年度から試掘調査を実施し、令和10年度の着工前に調査を終える予定としており、建設計画には支障のないものと考えております。なお、遺物以外の埋設物について、閲覧資料6既存校舎等図面をご参照ください。

上市町義務教育学校整備事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所	民間事業者からの確認内容	回答
42	事業費について			・事業費について ・物価スライドについて	・予定価格は、入札公告時に提示予定です。ただし、内訳等は提示予定がありません。 ・物価スライドについては、入札公告時の物価指数を用い、各工事の着工時期の同指数と比較して1.5%を超える差が生じた場合、生じた差分に応じてサービスの対価の改定を行うことを想定しています。採用する物価指数として、「建設費指数」(一般財団法人建設物価調査会)における「建築費指数・工事原価—学校(RC)」を想定しています。詳細は、入札公告時に提示します。
43				設計業務での成果品(基本設計書・実施設計図書)提出での支払い時期	基本設計・実施設計それぞれ完了時に全額を支払うことを予定しています。詳細は、入札公告時に提示します。
44				監理業務での支払い時期	工事監理費及び建設費(解体費を含む)は、年度払い及び引渡時払いを予定しています。詳細は、入札公告時に提示します。
45				基本計画にて「校舎・グラウンドから「劔岳」を仰ぎ見て」とありますが、学校からの眺望は必須でしょうか。	敷地東側への校舎等の配置を想定する場合は、グラウンドからの眺望を必須要件としないものとします。